

多様性に応じた新時代の学び充実支援事業  
審査要項

令和3年7月21日  
文部科学省初等中等教育局長

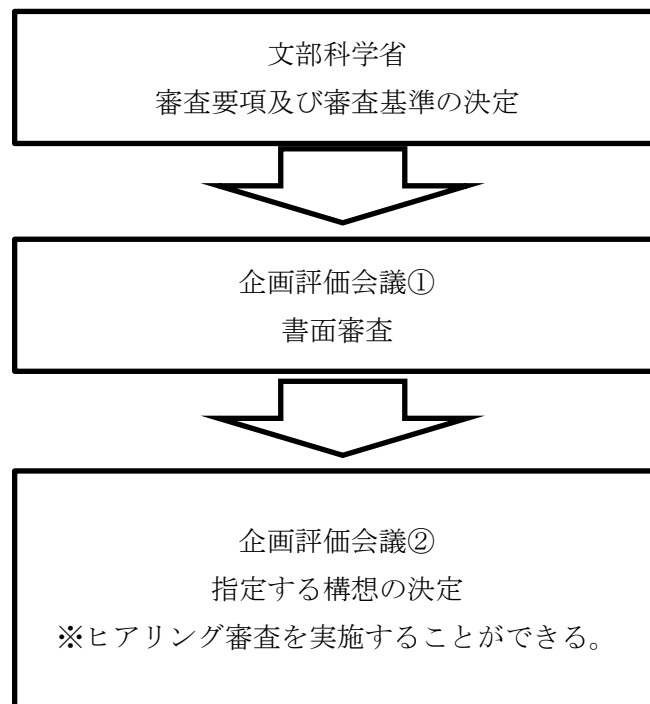
1. 審査の基本方針

多様性に応じた新時代の学び充実支援事業の審査は、当該事業の委託要項に定める委託先及び公募要領に定める申請者の要件に合致した調査研究機関等から申請された構想（以下「構想」という。）について、その具体性、実現可能性、継続性及び効率性などの観点から評価を行う。

2. 審査の方法

(1) 審査方法・審査の枠組み

審査の方法及び審査の枠組みは次のとおりとする。



(2) 審査の進め方

ア 企画評価会議は、審査基準に基づき書面審査を行うこと。

イ 企画評価会議の委員（以下「審査委員」という。）は、審査の際、必要に応じて、構想改善のための条件を付することができること。

ウ 企画評価会議は、書面審査の結果を参考に、指定する構想を決定する。

エ 企画評価会議は、指定する構想の決定の際に、必要に応じて、審査にあたり審査委員から付された条件（上記イ）も参考にした構想改善のための条件を付することができること。

### 3 審査基準

#### (1) 書面審査

##### ① 書面審査項目と審査の観点

書面審査は、別紙の各審査項目に沿って行い、それぞれについて、5段階で「絶対評価」により評価することとする。なお、各審査項目の審査に当たっては、実現可能性や構想の実施にいたる手順、時期等の明確性、更に本事業の委託期間終了後も継続的かつ発展的に実施されることが期待できるなど将来への発展性を評価して、審査を行うこととする。また、各審査項目については、その重要性に鑑み、項目ごとの評点に計数を乗じて評点に重み付けをすることとする。

- 【評点】 5点…非常に優れている。  
4点…優れている。  
3点…妥当である。  
2点…やや不十分である。  
1点…不十分である。

※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」については、該当する最も配点の高い区分により評価を行うこととする。

##### ② 各評点の所見等

ア 書面審査の所見は、指定すべき構想の決定に当たって極めて重要な判断材料となるため、特に各項目の評点で「5点、又は1点」の評点を付した場合は、どの点が優れているのか、又は、どの点が不十分であるかについて、具体的に判断根拠、理由等を必ず「コメント」欄に記入すること。

イ 審査項目に対応する記載の不備、誤記入等により判断できない場合は、評点を「1点」とし、その具体的な理由を必ず「コメント」欄に記入することとする。

ウ 計画の修正等の条件を付す必要がある場合は、必ずその内容を「総合所見」欄に記入することとする。

#### (2) 評価方法

- ①各委員の書面審査の評価点を合計し、それを平均したものを評価点とします。  
②採択は、原則として上記①で計算した得点の最も高い順番に採択するものとする。

### 3. 開示・公開等

#### (1) 企画評価会議の審議内容の取扱い

各構想の審査及び会議資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から原則非公開とする。ただし、企画評価会議が公開とすることを決定したときは、この限りでない。

#### (2) 審査結果について

指定された構想は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

#### (3) 審査委員の氏名について

審査委員の氏名については、指定決定後に公表することとする。

#### 4. 審査委員の遵守事項

##### (1) 秘密の保持

審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

##### (2) 利害関係者の審査

① 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、速やかに文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付に文書で申し出なければならない。

(ア) 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合

(イ) 審査委員が所属している法人等から申請があった場合

(ウ) 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合

(エ) 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合

(オ) 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合

(カ) 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合

(キ) その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

② 前項の（ア）から（カ）に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、（キ）に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

③ 企画評価会議は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、企画評価会議は、前項の要請を拒否することもできる。

④ 審査委員は、前項により企画評価会議が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

##### (3) 不公正な働きかけ

① 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、速やかに文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付に報告しなければならない。

② 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

多様性に応じた新時代の学び充実支援事業 審査項目

		満点 計数	500
1	社会における現状やニーズを踏まえ、学校を取り巻く状況の分析や本事業実施の必要性や課題が十分把握されているか。 <b>構想調書5</b>	7	35
2	構想の目的は、本事業の趣旨に合致するものであるか。 <b>構想調書6</b>	7	35
3	事業の内容が目的に沿ったものとなっているか。 <b>構想調書7(1)①</b>	7	35
4	目的を達成するために効果的な事業実施方法となっているか。 <b>構想調書7(1)①</b>	9	45
5	事業の内容及び方法が具体性を持ち、役割分担等、詳細かつ明確なものとなっているか。 <b>構想調書7(1)①</b>	9	45
6	計画は実現可能なものとなっているか。 <b>構想調書7(1)②</b>	9	45
7	計画は年次ごとに明確に3年間通して系統立っているか。 <b>構成調書7(1)②</b>	9	45
8	成果及び評価の基準となる指標は適切なものとなっているか。 <b>構想調書7(1)③</b>	7	35
9	事業の実施体制は、構想を実現するために十分なもので、その役割分担が明確になっているか。 <b>構想調書7(2)①</b>	7	35
10	事業評価のための体制が確保されているか。 <b>構想調書7(2)②</b>	4	20
11	事業の進捗状況の定期的な確認や改善の仕組みは適切か。 <b>構想調書7(2)②</b>	4	20
12	研究対象校の選定理由が明確で、当該校との連携体制が計画を遂行するために十分なものとなっているか。 <b>構想調書3 別紙様式1別添①</b>	4	20
13	成果普及方策が適切に計画されているか。 <b>構想調書7(3)</b>	4	20
14	国の調査研究終了後の取組が適切に検討されているか。 <b>構想調書7(3)</b>	4	20
15	事業を実施するために適切な経費が計上されているか。 <b>構想調書8 別紙様式1別添②</b>	4	20
16	ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点。以下の①～③のうち2つ以上取組を行っている場合は、最も配点の高いものについてのみ加点する。		25
	① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく設定（えるぼし認定）等 認定段階1 = 10点 ※労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 認定段階2 = 15点 ※労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 認定段階3 = 20点 プラチナえるぼし認定 = 25点 行動計画策定済 = 5点 ※女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下の者）に限る。（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合にのみ）		25
	② 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業） 旧くるみん認定 = 10点 ※次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定 新くるみん認定 = 12点 ※次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）により認定 プラチナくるみん認定 = 15点		15
	③ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定 ユースエール認定 = 10点		10